

米国の税制から我が国の消費税 について考える

大阪学院大学法学部教授

税理士・公認会計士 八ツ尾 順一



米国の連邦税の税収で、個人所得税は、全体の約50%を占めている。この個人所得税を減税することは、トランプの選挙公約である。そのために、米国は、同盟国も含めて多くの国に対し、関税率を引き上げるといふ。ところが、関税は、現在、全税収の2%しかない。専門家は、2%の関税が50%の個人所得税を代替することとは不可能であるという。その意味では、トランプの関税政策は、先行き心許ないのであるが、トランプ自身、1890年代の「米国のよき時代」の思いを断ち切れないであろう。米国の1890年は、関税、物品税（内国消費税）で、税収のほとんどを賄っていた。1894年に個人所得税法が成立するまで、米国には個人所得税はなかった。しかし、翌年に、最高裁が違憲判決を下し、連邦個人所得税は禁止された。そして、1913年に、合衆国憲法修正第16条で、ようやく個人所得税が合法になったのである。このような歴史を有している米国では、トランプのように、税収を個人所得税よりも関税に求めることを好む米国人がいるのであろう。

ところで、米国は、日本と形態は異なるが、単段階の間接税である売上税（消費税）は、州税になっている。日本は、平成元年に消費税が導入され、そのときの税率は3%で、すべて国税であった。その後、消費税率が5%になったときに、地方消費税が1%とされた。その後の経緯は以下のとおりである。

この地方消費税は、国税の消費税と一括して、税務署に申告され、後

に、都道府県・市町村に法定の割合で分配され、地域の財源として活用される。1997年に地方消費税が導入された当初、税務署が地方消費税を取り扱うのは「一時的・暫定的な措置」として説明されていたのであるが、その後、今日まで延々と続いている。その理由として、事業者の負担の軽減、地方自治体の調査・徴税能力の欠如などが挙げられているが、地方自治の独立性（自主財政権・地方自治の保障）を考えると、地方自治体は、国

年度	消費税率	(国税)	(地方税)
1989年	3%	3%	なし
1997年	5%	4%	1%
2014年	8%	6.3%	1.7%
2019年	10%	7.8%	2.2%

が集めた地方消費税を国に清算・再配分してもらおうといった、いわゆる、おんぶに抱っこといった状態に甘んじるべきではないように思える。

財務省が公表した消費税の使途（令和6年度予算）によれば、消費税は、社会保障の4経費については、年金14・0兆円、医療12・2兆円、介護3・7兆円、そして子ども・子育て支援3・4兆円に充てられるという。しかしながら、これらの社会保障の業務は、政府が行うよりも地方自治体に財源を与え、地方自治体が独自の判断で、直に行うことが好ましいように思える。

すなわち、地方間の税収格差など現実的な課題は多くあるものの、ここでは、あえて左記の意見を強調したい。

消費税（国税）を地方税にして、社会保障4経費（年金・医療・介護・子ども・子育て）を地方自治体が直接担うようにすべきである。

社会保障4経費の管轄は、現在、下記のようになっているが、これを地方自治体に財源とともに移行すべきことを提案したい。

すなわち、消費税（国税）を地方税にし、地方自治体に社会保障を担わせることによって、次のようなメリットが生じるであろう。

① 地域特有のニーズに合った柔軟な社会保障が可能となる。すなわち、地域ごとに、高齢化率・出生率・介護の需要等が異なる。また、地方自治体が責任を持てば、「画一的」から「多様対応型」にスムーズに転換できる。

② 地方分権が確立され、財源と責任が一致する。すなわち、税源と支出権限が一致することによって、自主的な地域運営が可能となる。また、財政責任が明確になり、住民参加型の政策を推進することができる。

③ 無駄な経費の削減と行政の効率化を期待できる。現在、国と地方自治体の間で、二重行政の問題・複雑な社会保障

社会保障4経費	現在の管轄	提案
年金	国（厚生労働省・日本年金機構）	地方自治体
医療保険	国・都道府県	地方自治体
介護保険	市町村中心	現状維持（強化）
子ども・子育て支援	国主導（地方実施）	地方主導

制度の調整が必要となっている。地方自治体が、一元的に担えば、行政コストの削減や迅速な対応が可能となる。

ただ、年金制度については、全国一律で年金を支給すべきであるという考えから、その業務は、国が担う方が良いのかもしれない。因みに、米国は連邦税の中に「社会保障税」「メディケア税」などがあり、連邦税収の約35%を占めている。

ところで、地方消費税の税率は、地方税法72条の83で、「地方消費税の税率は、78分の22とする。」となっている。この税率は、固定資産税の税率のように「標準税率」と記載されていないことから、各自治体の条例で、独自に税率を変更することはできない。しかし、将来、消費税（国税）が、地方税になったとき、地方税法において「標準税率10%」と記載された場合、各自治体の条例で、自治体の政策によって、米国の売上税のように、消費税率が異なることになるかもしれない。それによって、各自治体の行政能力が問われ、その政策が極めて責任の重いものになると思われる。